

おきなわ健康経営プラス1プロジェクト規約

令和3年4月9日
(改定)令和5年7月1日

1 趣 旨

社会全体で高齢化が急速に進み、社会保障費の拡大による財政の逼迫及び労働力の減少による経済活動の停滞が懸念されている。厚生労働省によれば、日本人の死亡原因の約6割は生活習慣病関連となっているところ、40歳～74歳までを対象とした特定健康診査による予防については、特に未受診者へ予防の網を掛けていくことが重要である。こうしたことの背景に、経済産業省をはじめ関係省庁では、公的保険外の予防・健康管理サービスの活用等を通じ、生活習慣の改善や受診勧奨等を促すなど、これまでの「重症化した後の治療」から「予防や早期診断・早期治療」に重点化するとともに、地域包括ケアシステムと連携した事業（介護予防・生活支援等）に取り組み、「国民の健康寿命の延伸」「新産業の創出」を同時に達成することを通じ、一人一人が心身の健康状態に応じて経済活動や社会活動に参画し、役割を持ち続けることのできる「生涯現役社会」の構築を目指しているところ。

このような全国の状況を踏まえ、後退傾向にある平均寿命の延伸を目指す沖縄県においても、健康経営に取り組む企業間の連携強化及び沖縄地域での健康維持・増進に係る取組の促進等を目的に、「おきなわ健康経営プラス1プロジェクト」を発足する。

2 プロジェクトへの参画

(1) 活動理念

本プロジェクトは、上記の趣旨に賛同し参画する各者が、それぞれの目標設定を行い、各者が連携し取組を推進するものです。具体的には、「健康経営」に取り組む主体同士のネットワークを構築し、各者のノウハウ共有を通じた健康経営のすそ野拡大及び質の向上、さらに、各者が県民に向け「プラス1」となる健康投資を促進していくため、自社の従業員に対して行う「健康経営」の宣言はもとより、県民向けの健康維持・増進に関する取組を「プラス1」として宣言し、広く公表することを通じて、従業員のみならず、県民一人ひとりのより一層の健康維持・増進に関する気運醸成、行動変容等を促す取組をもって、沖縄県全体の健康寿命延伸及び新たな産業の創出に資する取組を同時に達成していくことを目的としております。

なお、おきなわ健康経営プラス1プロジェクト運営事務局が、各者に宣言いただく内容について、認証・格付け、保証・監査するものではありません。

(A) 参画の対象について

- ① 法人であること

※暴力団、暴力団関係企業、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員ではないこと。

- ②「健康経営」の取組については、経済産業省の推進する「健康経営優良法人認定制度」の認定を取得しており、または沖縄労働局・協会けんぽ沖縄・沖縄県が行う「うちなー健康経営宣言」に登録済みの企業・団体等であること。
- ③ ②に該当しない場合、②の各種認定・宣言への実績があり、現在でも健康経営の推進を行っていること。

なお、運営事務局への参加申し込み連絡後に所定の様式にて取組期間、目標等を定めてください。

※健康経営とは、従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるとの考え方の下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること（経済産業省HPより引用）。

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

(B) 活動内容

- ①プロジェクト会合に関すること
 - ②情報共有・発信に関すること
 - ③健康経営のすそ野拡大及び質の向上を目的とした、各者の相互協力に関するこ
 - ④地域の健康維持・増進に資する活動に関するこ
 - ⑤人材の育成に関するこ
 - ⑥その他、上記に関連するこ
- ※本プロジェクト内での過度な営業は慎むこと

(2) 参画方法

参画の要件として、参画企業の3分の2以上の承諾が必要となります。

参画希望の際は、事前に下記、運営事務局までご連絡ください。

内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 企画振興課
担当 健康経営担当
電話：098-866-1727

3 宣言の掲載

2 (2) で登録いただいた内容で、参画となった場合には、申請者のHP等で公表をお願いいたします。また、運営事務局は、宣言いただいた企業名・取組内容等を使用し、本プロジェクトの広報等を行うことがございますので、予めご了承ください。

4 ロゴ等の使用

参画いただいた企業等は、本プロジェクトのロゴ等をご使用いただけます。名刺、ＨＰ等にご活用ください。

ただし、特定の商品やサービスの名称、パッケージ、広告等に利用することはできません。

5 登録の更新・取りやめ等

プロジェクト参画企業・団体は、運営事務局への届出により、いつでも登録内容の更新・取りやめをすることができます。

なお、登録を取りやめた場合、それ以降、ロゴ等の使用はできませんのでご注意ください。

参画企業・団体、またはその関係者の方が次のいずれかに該当した場合、運営事務局は宣言のＨＰへの掲載を差し控える、ロゴ等の使用の中止を求める等の措置を講じる場合があります。

- (1) 本事業の趣旨に反する行為又は信用を傷つける行為を行ったと認められるとき
- (2) 法令や公序良俗に反する行為をしたとき

6 運営事務局

おきなわ健康経営プラス1プロジェクト運営事務局は、内閣府沖縄総合事務局経済産業部内に設置する。

7 免責事項

宣言の掲載、ロゴ等の使用により、万一問題が発生した場合、運営事務局はその責任を一切負いません。

8 改訂

本規約は、事前の通知なく改訂する場合があります。予め、ご承知おきください。

以上

(別紙 1)

参加登録フォーム

令和 年 月 日

1. 企業・団体名	
2. 本社所在地	
3. 担当部署・担当者	部署名： 担当者：
4. 連絡先	TEL： mail：
5. 業種	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 飲食業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 公共部門 <input type="checkbox"/> その他 ()
6. 従業員数	名
7. 事業所数	
8. 健康経営の取組	<p>①健康経営優良法人（経済産業省） ※従業員向けの取組 ・（直近の）取得年度： 年度 ※取組数はいくつでも可。 ・取得認定：<input type="checkbox"/>ホワイト 500 <input type="checkbox"/>大規模法人部門 <input type="checkbox"/>ブライ特 500 <input type="checkbox"/>中小規模法人部門 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>②うちなー健康経営宣言（沖縄労働局・協会けんぽ沖縄・沖縄県） ・取得年度： 年度</p> <p>③その他（自治体等の制度活用等） ・取得年度： 年度 ・制度名：</p>
9. プラス1の取組	<p>※県民向けの取組</p>
10. 宣言公表の方法	<p>※URL等を記載</p>

※太枠部分（8-10）は、プロジェクト参画企業に共有する予定です。

※太枠部分（9-10）は、運営事務局 HP 等にて公表させていただくことがございます。

予めご了承ください。

ご不明点等ございましたら、申請窓口（沖縄総合事務局企画振興課：098-866-1727）までお気軽にお問い合わせください。